

肥料の品質の確保等に関する法律に係る 登録・届出の手引き

普通肥料の登録申請について



福島県農業総合センター

申請・届出の提出先

〒963-0531

郡山市日和田町高倉字下中道116番地

福島県農業総合センター

安全農業推進部 指導・有機認証課

電話 024-958-1708

FAX 024-958-1727

E-mail nougyou.anzen@pref.fukushima.lg.jp

■ 普通肥料の登録申請

- 普通肥料は、主成分の含有量や原料・生産法等が公定規格（告示「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」）で定められている肥料です。
- 生産するためには農林水産大臣への登録申請が必要ですが、一部の肥料については、工場が所在する都道府県知事への登録申請で生産ができます。

福島県知事が申請先となる普通肥料の種類について

- ・ 有機質肥料
- ・ 石灰質肥料
- ・ 福島県内の単一農協が配合生産する肥料
- ・ 汚泥肥料及びマンガン・ほう素・けい酸・硫黄を成分保証する肥料 **を除く** 肥料の一部（「副産肥料等」、「複合肥料」、「苦土質肥料」の一部等）

※ 汚泥を原料に含む肥料は国が登録先です。

普通肥料の生産登録申請に係る手続きについて

- 福島県知事へ普通肥料の生産を登録申請する際は、肥料の品質の確保等に関する法律第6条第1項に基づき、登録手数料及び肥料の見本を添えて申請書を提出しなければなりません。
 - 登録申請書2部、登録手数料、肥料見本の他、参考資料各1部を福島県農業総合センターへ提出してください。
 - 登録申請書は1銘柄につき1件提出してください。
 - 登録審査に係る手数料（納入方法は「福島県収入証紙」）
 - ・ 本県内の農協：1万8千円
 - ・ 上記以外：3万5千円
- ※ 手数料は登録の審査にかかる手数料です。同法第7条に基づく審査の結果、成分量が公定規格に不足するもしくは当該肥料の名称が同法第26条第2項の規定に違反すると認められた場合、登録なく手数料が福島県納入となります。
- 肥料の見本（500g以上）：1点
 - ・ 福島県農業総合センターで見本の肥料を分析し、申請書に記載された保証成分の含有量や公定規格で含有する上限値が定められた有害成分の含有量を確認します。

登録申請の参考資料について

- ・ 配合設計書1部
 - ・ 原材料や成分量確認に使用します。使用した原料の種類や割合、使用した材料の種類や量等を記載してください。
- ・ 成分分析表1部
 - ・ 保証成分の含有量及び有害成分の含有量の確認に使用します。

※ 福島県農業総合センターでは持ち込まれた肥料の分析は行っておりません。成分分析は分析事業者へ依頼してください。

- ・申請者を確認するために、以下の書類のいずれかを添付してください。
 - ・法人の場合：「履歴事項証明書」（申請日から3か月以内に発行されたもの）
 - ・個人の場合：「住民票抄本」（申請日から3か月以内に発行されたもの）
- ・他社の工場で委託生産する場合
 - ・生産設備の貸借による肥料の生産に関する届出書1部
- ・植物に対する害に関する栽培試験の結果
 - ・肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第2条の2で定められている肥料を登録申請する場合には、同規則同条の3に基づき、「植物に対する害に関する栽培試験の結果」が必要です。
 - ・具体的な試験方法は、ファミックの「植物に対する害に関する栽培試験の方法・解説（2017）」を参照してください。
 - ・県知事登録の普通肥料で試験が必要な肥料は以下のとおりです（令和5年1月末現在）。
 - ・魚廃物加工肥料
 - ・乾燥菌体肥料
 - ・副産動植物質肥料
 - ・菌体肥料
 - ・副産肥料
 - ・家庭園芸用複合肥料
- ・肉骨粉を原料に用いる場合
 - ・BSE予防のため、危険部位が混入していない肉骨粉であることを確認できる書類が必要です。
 - ・肥料登録を確認できる書類
 - ・肉骨粉が製造基準適合確認事業場で生産されたものであることを確認できる書類

材料の使用について

- ・以下の用途で材料が使用可能です。使用した材の種類、名称、使用量を申請書の別紙に記載します。
 - ・防止材：固結、飛散、吸湿、沈殿、浮上、腐敗、悪臭の防止
 - ・促進材：粒状化、成形、展着、組成の均一化、脱水、乾燥、凝集、発酵、効果発現の促進
 - ・他：着色、分散促進、反応緩和、硝酸化成抑制、摂食防止の用途の材
- ・材料を使用する場合は、配合設計書にも記載するとともに添加する量が必要最小限であることを示す資料も添付してください。

肥料登録申請書

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名 （名称及び代表者の氏名）

（電 話）

（F A X）

（E-mail）

下記により生産業者として肥料の登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により肥料の見本を添えて登録を申請します。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 肥料の種類
- 3 肥料の名称
- 4 保証成分量その他の規格
- 5 生産する事業場の名称及び所在地
- 6 保管する施設の所在地
- 7 植物に対する害に関する栽培試験の成績
- 8 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 4 条各号に掲げる事項
（別紙のとおり）

記入例

肥料登録申請書

□□□□年△△月★★日 *1)

*1：日付は西暦、和暦どちらでも可

福島県知事 ◎◎ ◎◎ 様

住所 郡山市日和田町☆☆字**

氏名 株式会社○○○○ *2)

*2：法人の場合は履歴事項証明書に記載されている本社の所在地を記入
個人商店や任意組合の場合は代表者個人の住民票の住所を記入

代表取締役 ○○ ○○ *3)

*3：押印不要

(電話) ○○○-○○○-○○○○

(FAX) ○○○-○○○-○○○△

(E-mail) ****@□□□□

下記により生産業者として肥料の登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第6条第1項の規定により肥料の見本を添えて登録を申請します。

記

1 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ○○

郡山市日和田町☆☆字**

2 肥料の種類

混合有機質肥料 *4)

*4：告示「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」
から「菌体肥料」、「生石灰」等の該当する肥料の種類を記入

3 肥料の名称

有機肥料2号

4 保証成分量その他の規格

保証成分量(%) 窒素全量 5% *5)

りん酸全量 6%

*5：公定規格での最低保証値以上の成分を含有すること

その他の規格 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定
規格のとおり *6)

*6：肥料の種類によって公定規格で定める「有害成分」や「その他の制限事項」は異なるため、必ず「公定規格」を参照すること

5 生産する事業場の名称及び所在地 *7)

株式会社〇〇〇〇 肥料生産工場

福島市荒井字@@@@番地

*7：生産事業場の名称は記入漏れが多いので注意

6 保管する施設の所在地 *8)

福島市荒井字@@@@番地

郡山市日和田町☆☆字**

*8：保管施設が県内に複数ある場合は、略さず全てを記入

7 植物に対する害に関する栽培試験の成績 *9)

別紙のとおり

*9：植害試験を要しない肥料の場合は記載不要

8 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項

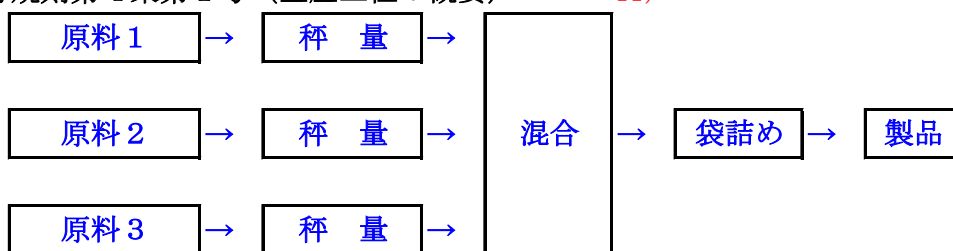
別紙のとおり *10)

*10：記載法については下記を参照

別紙

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号までに掲げる事項

施行規則第4条第1号（生産工程の概要） *11)



*11：告示「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件」で指定されていない肥料の場合は「該当なし。」と記載

施行規則第4条第2号（使用される原料、原料についての規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要） *12)

該当なし

*12：原料規格確認等が必要な肥料の種類は、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第1条第1項を参照。該当しない肥料の場合は「該当なし。」と記載

施行規則第4条第3号

該当なし *13)

*13：汚泥肥料関連のため県登録肥料の場合は「該当なし。」と記載

施行規則第4条第4号

組成均一化促進剤としてゼオライトを製品重量当たり10%使用。 *14)

*14：使用した材料の種類と名称及び使用量（製品当たりの重量の百分率(%)）を記載する。材料を使用しない場合は「該当なし。」と記載

(別紙様式)

生産設備の貸借による肥料の生産に関する届出書

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

(電 話)

(F A X)

(E-mail)

今般、別添賃貸借契約書及び見取り図のとおり、 所有の 工場の生産設備を貸借し、当社の責任下における適正な管理に基づき、下記により肥料を生産することで、登録の申請に先立ちあらかじめ届け出ます。

なお、別添賃貸借契約書及び下記事項に変更が生じた場合には、速やかに報告することとします。

記

1 生産設備を貸借して生産を行う工場の名称及び所在地

2 生産設備を貸借して生産する肥料の種類

3 生産設備を貸借する期間

(年 月 日～ 年 月 日)

4 生産の管理責任者

備 考

- 1 賃貸借契約書の写し及び見取り図を添付する。
- 2 記の3について、賃貸借契約書に自動的に更新する旨の規定等がある場合には、その旨を記載し、賃貸借の契約が継続している間は、貸借する期間の変更の届出は不要とする。
- 3 記の4については、役職名等を記載する。

(別紙様式)

生産設備の貸借による肥料の生産に関する届出書

□□□□年△△月★★日 * 1)

* 1 : 日付は西暦、和暦どちらでも可

福島県知事 ○○ ○○ 様

住所 郡山市日和田町☆☆字×× * 2)

* 2 : 法人の場合は履歴事項証明書に記載されている本社の所在地を記入
個人商店や任意組合の場合は代表者個人の住民票の住所を記入

氏名 株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ○○ * 3)

(電話) ○○○-○○○-○○○○ * 3 : 押印不要

(FAX) ○○○-○○○-○○○△

(E-mail) ****@□□□□

今般、別添貸借契約書及び見取り図のとおり、株式会社●●●●●所有の■●■●■工場の生産設備を貸借し、当社の責任下における適正な管理に基づき、下記により肥料を生産することで、登録の申請に先立ちあらかじめ届け出ます。

なお、別添貸借契約書及び下記事項に変更が生じた場合には、速やかに報告することとします。

記

1 生産設備を貸借して生産を行う工場の名称及び所在地

株式会社○○○○ ○○肥料工場 * 4)

福島市荒井字○○○○番地

* 4 : 会社名・工場名は借受ける事業者名

2 生産設備を貸借して生産する肥料の種類

混合有機質肥料 * 5)

* 5 : 告示「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」
から該当する肥料の種類を記入

3 生産設備を貸借する期間

2022年1月1日～2024年12月31日 * 6)

* 6 : 日付は西暦、和暦どちらでも可

4 生産の管理責任者

株式会社○○○○ ○○肥料工場長 ○○○○ * 7)

* 7 : 会社名・工場名は借受ける事業者名

登録肥料の表示について

生産業者保証票について

- 肥料の品質の確保等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、普通肥料を生産したときは容器または包装の外部に遅滞なく「生産業者保証票」を添付しなければなりません。
- 容器や包装を用いない場合は、同法同条の規定に基づき、各荷口または各個に「生産業者保証票」を添付しなければなりません。
- 保証票は法令で定める事項のみ記載できます。また虚偽の記載をしてはなりません。
- 保証票の文字サイズは8ポイント以上ですが、肥料の正味重量が6kg未満の場合は、文字サイズを適宜調整してください。
- 告示「肥料の品質の確保等に関する法律第二十一条第一項第一号及び第二号の規定に基づき普通肥料の表示の基準を定める件」により、生産業者保証票の文字のサイズや表示する注意事項等が定められているので、告示を必ず確認してください。

原料に動物由来たん白質を用いる場合の注意事項

- 原料に動物由来のたん白質を使用する場合は、告示「肥料の品質の確保等に関する法律第二十一条第一項第一号及び第二号の規定に基づき普通肥料の表示の基準を定める件」に基づく注意事項の記載が必要です。
- 注意事項は保証票の内部ではなく、保証票の外側の下部に記載します。
- 牛等（牛、めん羊又は山羊等）由来のたん白質を含む場合

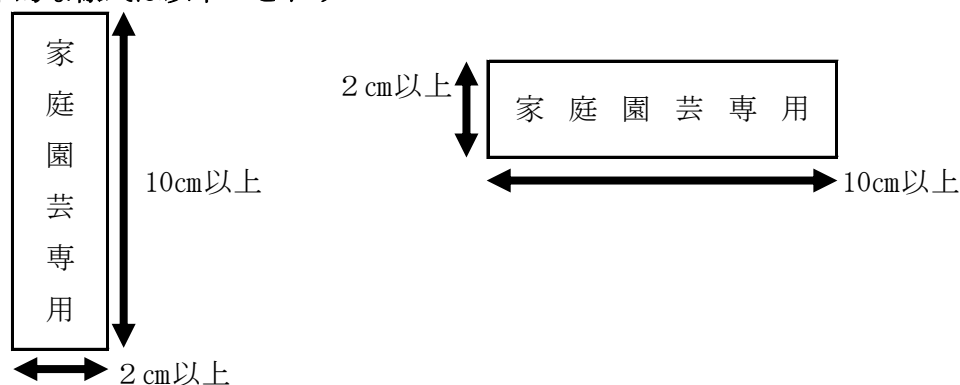
この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

- 牛等（牛、めん羊又は山羊等）由来のたん白質を含まない場合

この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。

「家庭園芸専用」の表示について

- 告示「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条の二の規定に基づき肥料の用途が専ら家庭園芸用である旨の表示の方法を定める件」に基づき、下記の表示が必要です。
- 「家庭園芸専用」の字句の表示
- 上記の字句は容器又は包装の外部の見やすい場所に明瞭に行う
- 標準的な様式は以下のとおり



生産業者保証票	
登録番号	
肥料の種類	
肥料の名称	
保証成分量（%）	
原料の種類	
材料の種類、名称及び使用量	
正味重量	
生産した年月	
生産業者の氏名又は名称及び住所	
生産した事業場の名称及び所在地	

生産業者保証票	
(福島県登録肥料の生産業者保証票の記載例)	
登録番号	福島県第***号
肥料の種類	混合有機質肥料
肥料の名称	有機肥料 2号
保証成分量 (%)	窒素全量 10.0 りん酸全量 10.0 加里全量 5.0
原料の種類 * 1)	(窒素全量を保証または含有する原料) * 2) 蒸製骨粉 * 3)、植物質類 * 4) 備考：窒素重量の量の割合の大きい順である。
材料の種類、名称及び使用量	(使用されている効果発現促進剤) 硫酸第一鉄 (鉄として) 1.7% * 5) (使用されている組成均一化促進材) ゼオライト * 5) (使用されている摂取防止材) 消石灰 5% * 5)
正味重量	20 kg
生産した年月	◆◆年★★月
生産業者の氏名又は名称及び住所	〇〇株式会社 福島県郡山市日和田町☆☆字◆◆
生産した事業場の名称及び所在地	〇〇株式会社 〇〇工場 福島県福島市荒井字@@@@番地

- * 1 : 家庭園芸用肥料及び混合有機質肥料を除く有機質肥料は原料の種類を表示不要
- * 2 : 窒素全量を保証している原料と、窒素全量を含有している原料のみ記載
- * 3 : 動物由来のたん白質を原料に用いる際は下記を保証票の下に記載

この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

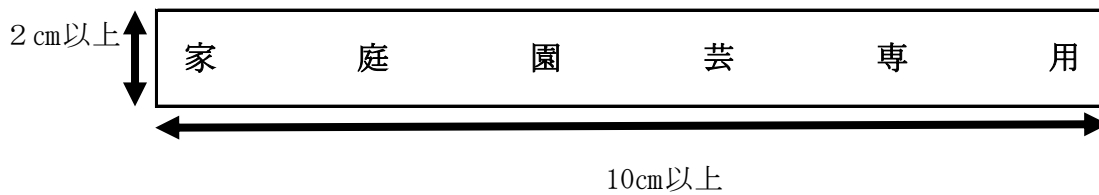
(牛・めん羊類由来の動物性たん白質を原料に用いている場合)

- * 4 : 告示「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 11 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき原料及び材料の保証票への記載に関する事項を定める件」別表第 3 による表記が可能
- * 5 : 材料については、上記告示に基づき種類・名称等記載する。

生産業者保証票	
(福島県登録肥料の家庭園芸用肥料の生産業者保証票の記載例)	
登録番号	福島県第***号
肥料の種類	家庭園芸用肥料
肥料の名称	家庭園芸0号
保証成分量 (%)	窒素全量 1.0
	りん酸全量 1.0
材料の種類、名称及び使用量	*1)
	(使用されている材料)
	効果発現促進材及び着色材 *2)
正味重量	2 kg
生産した年月	◆◆年★★月
生産業者の氏名又は名称及び住所	〇〇株式会社 福島県郡山市日和田町☆☆字◆◆
生産した事業場の名称及び所在地	〇〇株式会社 〇〇工場 福島県福島市荒井字@@@@番地

*1 : 家庭園芸用肥料及び混合有機質肥料を除く有機質肥料は原料の種類を表示不要

*2 : 家庭園芸用肥料は材料の種類のみ記載



登録後の注意事項

登録証の備え付け

- ・登録の後、当該肥料の登録証を交付しますので、肥料の品質の確保等に関する法律第11条の規定に基づき、登録を受けた生産業者は登録証を本社に備え付けなければなりません。
- ・同法同条の規定により、登録証の写しを、登録した肥料の生産事業場に備え付けなければなりません。

帳簿の備付と記録について

- ・同法第27条第1項の規定に基づき、肥料の生産業者は事業場ごとに帳簿を備えなければなりません。
- ・同法同条の規定に基づき、肥料を生産したときは名称・生産数量・**原料**を記録しなければなりません。
- ・同法同条第3項の規定に基づき、帳簿は2年間保存しなければなりません。
- ・**原料についての記載事項は、同法施行規則第25条の二を参照してください。**
- ・同法施行規則第25条の二第1項に基づき、普通肥料を生産したときは以下の事項も記録する必要があります。
 - ・肥料を生産した年月日
- ・同施行規則同条により、以下の事項も帳簿に記録する必要があります。
 - ・普通肥料の名称及び数量

放射性セシウムの暫定許容値について

- 平成23年8月1日付け農林水産省消費・安全局長・生産局長・林野庁長官・水産庁長官通知「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」に基づく肥料、土壌改良資材、培土の放射性セシウム暫定許容値は400 Bq/kg（製品重量）です。
暫定許容値を超過する肥料を生産・販売しないよう注意してください。

登録肥料の登録更新について

- 登録肥料の登録期間は6年または3年です。登録を継続する場合は更新手数料及び登録証を添えて登録有効期間更新申請書を福島県知事へ提出しなければなりません。
 - 登録を更新する場合は、肥料の品質の確保等に関する法律第12条第4項の規定に基づき、肥料登録期間更新申請書等を福島県知事へ提出しなければなりません。
 - ・登録期間更新申請書2部
 - ・登録更新手数料
 - ・更新する肥料の肥料登録証
を福島県農業総合センターへ提出してください。
 - 同法施行規則第8条に基づき、肥料登録期間更新申請書は有効期間満了の30日前までに提出しなければなりません。
 - 登録更新手数料（納入方法は「福島県収入証紙」）
 - ・農協の場合：3,600円
 - ・上記以外：7,100円
 - 手数料の納入後、期間更新の通知とともに、更新された登録有効期間を記した肥料登録証を交付します。
- ※ 登録を更新せずに失効させる場合は、期間満了後に「失効届」を福島県農業総合センターへ提出してください。

肥料登録有効期間更新申請書

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名 （名称及び代表者の氏名）

（電 話）

（F A X）

（E-mail）

下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第12条第4項の規定により登録証を添えて有効期間の更新を申請します。

記

- 1 登録番号
- 2 登録年月日
- 3 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 4 肥料の種類
- 5 肥料の名称
- 6 保証成分量その他の規格
- 7 生産する事業場の名称及び所在地
- 8 保管する施設の所在地
- 9 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号までに掲げる事項

肥料登録有効期間更新申請書

□□□□年△△月★★日 *1)

*1：日付は西暦、和暦どちらでも可

福島県知事 ○○ ○○ 様

住所 郡山市日和田町☆☆字×× *2)

*2：法人の場合は履歴事項証明書に記載されている本社の所在地を記入
個人商店や任意組合の場合は代表者個人の住民票の住所を記入

氏名 株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ○○ *3)

(電話) ○○○-○○○-○○○○ *3：押印不要

(FAX) ○○○-○○○-○○○△

(E-mail) ****@□□□□

下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第12条第4項の規定により登録証を添えて有効期間の更新を申請します。

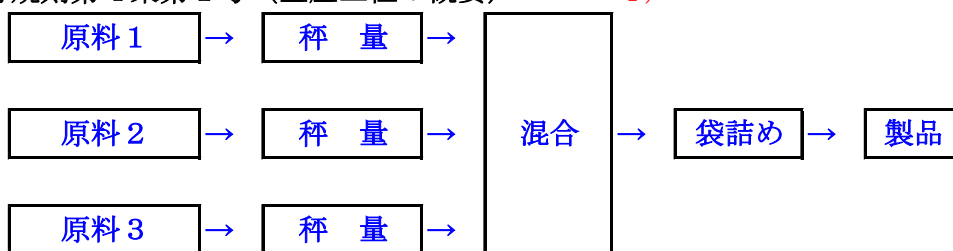
記

- 登録番号 福島県第***号
- 登録年月日 □□□□年△△月○○日
- 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
株式会社○○○○
代表取締役 ○○ ○○
郡山市日和田町☆☆字××
- 肥料の種類 混合有機質肥料
- 肥料の名称 有機肥料2号
- 保証成分量その他の規格
保証成分量（%） 窒素全量 5%
りん酸全量 6%
その他の規格 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり
- 生産する事業場の名称及び所在地
株式会社○○○○ 肥料生産工場
福島市荒井字@@@@番地
- 保管する施設の所在地
福島市荒井字@@@@番地
郡山市日和田町☆☆字××
- 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号までに掲げる事項
別紙のとおり

別紙

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号までに掲げる事項

施行規則第4条第1号（生産工程の概要） *4)



*4：告示「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件」で指定されていない肥料の場合は「該当なし。」と記載

施行規則第4条第2号（使用される原料、原料についての規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要） *5)

該当なし。

*5：原料規格確認等が必要な肥料の種類は、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第1条第1項を参照。該当しない肥料の場合は「該当なし。」と記載

施行規則第4条第3号 *6)

該当なし。

*6：汚泥肥料関連のため県登録肥料の場合は「該当なし。」と記載

施行規則第4条第4号

組成均一化促進剤としてゼオライトを製品重量当たり10%使用。 *7)

*7：使用した材料の種類と名称及び使用量（製品当たりの重量の百分率(%)）を記載する。材料を使用しない場合は「該当なし。」と記載

登録後に変更が生じた場合について

- 肥料の品質の確保等に関する法律第13条に基づき、登録事項等に変更が生じた場合、変更が生じた日から2週間以内に、福島県知事へ届け出なければなりません。
- 変更した内容により提出する書類が異なるので注意してください。
- 変更の生じた日から2週間以上経過した後に変更届を提出する場合には、別途「遅延理由書」を1部添付してください(様式は福島県農業総合センターへお問い合わせください)。
- 登記に時間を要するため、変更から2週間以内に変更届を提出できない場合には、事前に福島県農業総合センターへ御連絡ください。

変更届の提出が必要となる場合

- ・ 以下の変更が生じた場合は、「肥料登録事項変更届」を福島県農業総合センターへ提出してください。
 - ・ 法人の代表者の氏名
 - ・ 変更を確認するため履歴事項証明書を1部添付してください。
 - ・ 生産する事業場の名称または所在地
 - ・ 肥料を保管する施設の所在地

変更届及び登録証の書替交付申請書の提出が必要となる場合

- ・ 以下の変更が生じた場合は、「肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書」を、福島県農業総合センターへ提出してください。
- ・ 併せて当該肥料の登録証も福島県農業総合センターへ提出してください。
 - ・ 法人の場合：法人の名称もしくは主たる事務所の所在地
 - ・ 変更を確認するため履歴事項証明書を1部添付してください。
 - ・ 法人の名称変更に伴う肥料の生産事業場の名称変更等、登録事項以外にも変更が生じる場合は、様式の「変更した事項」の「その他」の欄に、変更した事項を記入します。
 - ・ 個人の場合：氏名もしくは住所
 - ・ 変更を確認できるよう戸籍抄本を1部もしくは住民票抄本1部を添付してください。

登録証の書替交付申請書の提出が必要となる場合

- ・ 以下の変更が生じた場合は、「登録証の書替交付申請書」を福島県農業総合センターへ提出してください。
- ・ 併せて当該肥料の登録証も福島県農業総合センターへ提出してください。
 - ・ 法人の場合：合併または分割で登録を受けた者が替わる場合
 - 変更を確認するため履歴事項証明書を1部添付してください。
 - ・ 個人の場合：相続により登録を受けた者が替わる場合
 - 相続を確認できるよう戸籍抄本を1部添付してください。

登録証を滅失または汚損した場合

- 肥料の品質の確保等に関する法律第13条第3項の規定に基づき、登録証を滅失または汚損した場合には、福島県知事にその旨を届け出て、登録証の再交付を申請しなければなりません。
- 「肥料登録証再交付申請書」を福島県農業総合センターへ提出してください。
- 併せて、汚損した登録証も福島県農業総合センターへ提出してください。

肥料の名称を変更する場合

- 同法同条第4項の規定に基づき、登録してある肥料の名称を変更する場合は、事前に福島県知事へ届出及び申請しなければなりません。
- 「肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書」を、福島県農業総合センターへ提出してください。
- 併せて、名称を変更する肥料の登録証も福島県農業総合センターへ提出してください。

肥料登録事項変更届

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名 （名称及び代表者の氏名）

（電 話）

（F A X）

（E-mail）

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項の規定により届け出ます。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更した 年 月 日	変更した事項	変更した理由

記入例

肥料登録事項変更届

□□□□年△△月◇◇日 * 1)

* 1 : 日付は西暦、和暦どちらでも可

福島県知事 ○○ ○○ 様

住 所 郡山市日和田町☆☆字×× * 2)

* 2 : 法人の場合は履歴事項証明書に記載されている本社の所在地を記入

個人商店や任意組合の場合は代表者個人の住民票の住所を記入

氏 名 株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ■■ * 3)

(電 話) ○○○-○○○-○○○○ * 3 : 押印不要

(F A X) ○○○-○○○-○○○△

(E-mail) ****@□□□□

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第 1 3 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更した年月日	変更した事項	変更した理由
***	混合有機質肥料	有機肥料 2 号	□□□□年△ △月▼▼日 * 4)	代表者の氏名 (新) ○○ ■■ (旧) ○○ ○○	取締役会の決議による

* 4 : 登記した日付ではなく、変更が生じた日付を記入

肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名 （名称及び代表者の氏名）

（電 話）

（F A X）

（E-mail）

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項の規定により届出及び登録証の書替交付の申請をします。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更した 年 月 日	変更した事項		変更した理由
				登録証の記載 事項に該当す るもの	その他	

記入例

肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書

□□□□年△△月◇◇日 *1)

*1：日付は西暦、和暦どちらでも可

福島県知事 ◎◎ ◎◎ 様

住所 郡山市日和田町◎◎の×× *2)

*2：法人の場合は履歴事項証明書に記載されている本社の所在地を記入

個人商店や任意組合の場合は代表者個人の住民票の住所を記入

氏名 株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ■■ *3)

(電話) ○○○-○○○-○○○○ *3：押印不要

(FAX) ○○○-○○○-○○○△

(E-mail) ****@□□□□

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項の規定により届出及び登録証の書替交付の申請をします。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更した 年 月 日	変更した事項		変更した理由
				登録証の記載 事項に該当するもの	その他	
***	混合有機質肥料	有機肥料2号	□□□□年◆ ◆月▼▼日 *4)	主たる事務 所の所在地 (新) 郡山市日和田 町◎◎の×× (旧) 郡山市日和田 町☆☆字××	保管する施設 の所在地 同左	移転

*4：登記した日付ではなく、変更が生じた日付を記入

合併（分割）に基づく肥料登録証の書替交付申請書

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名 （名称及び代表者の氏名）

（電 話）

（F A X）

（E-mail）

記

- 1 承継した年月日
- 2 登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）
- 3 承継した肥料の登録番号、種類及び名称

登録番号	肥料の種類	肥料の名称

相続に基づく肥料登録証の書替交付申請書

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名 （名称及び代表者の氏名）

（電 話）

（F A X）

（E-mail）

記

- 1 承継した年月日
- 2 登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）
- 3 承継した肥料の登録番号、種類及び名称

登録番号	肥料の種類	肥料の名称

肥料登録証再交付申請書

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名 （名称及び代表者の氏名）

（電 話）

（F A X）

（E-mail）

下記の登録証を滅失（汚損）したので、肥料の品質の確保等に関する法律第13項第3項の規定により登録証の再交付を申請します。

記

- 1 登録番号
- 2 登録年月日
- 3 登録の有効期限
- 4 肥料の種類
- 5 肥料の名称
- 6 保証成分その他の規格

肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名 （名称及び代表者の氏名）

（電 話）

（F A X）

（E-mail）

- 1 登録番号
- 2 肥料の種類
- 3 肥料の名称

上記の肥料についてその名称を下記のように変更したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第13項第4項の規定により登録証の書替交付を申請します。

記

- 1 新しい名称
- 2 変更する理由

肥料の登録失効について

- 以下の場合には、肥料の品質の確保等に関する法律第15条第1項に基づき、福島県知事へ「肥料登録失効届」を提出しなければなりません。
 - ・ 肥料の登録期間満了の前に肥料生産を廃止した場合
 - ・ 肥料の登録期間を更新せず、登録期間が満了した場合
- 事実発生後、すみやかに失効届を、福島県農業総合センターへ提出してください。

注意事項

- ・ 肥料の登録失効に伴い肥料販売も廃止する場合には、同法第23条第2項の規定に基づき福島県知事へ届け出なければなりません。

肥料登録失効届

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名 （名称及び代表者の氏名）

（電 話）

（F A X）

（E-mail）

年 月 日から下記の肥料登録は有効期間の満了（生産の廃止）により失効したので、肥料の品質の確保等に関する法律第15条第1項の規定により登録証を添えて届け出ます。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称

様式第 8 号の 2 (日本産業規格 A 4)

登録期間満了の場合の記入例

肥料登録失効届

□□□□年△△月◇◇日 * 1)

* 1 : 日付は西暦、和暦どちらでも可

福島県知事 ○○ ○○ 様

住 所 郡山市日和田町●●の×× * 2)

* 2 : 法人の場合は履歴事項証明書に記載されている本社の所在地を記入

個人商店や任意組合の場合は代表者個人の住民票の住所を記入

氏 名 株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ■■ * 3)

(電 話) ○○○-○○○-○○○○ * 3 : 押印不要

(F A X) ○○○-○○○-○○○△

(E-mail) ****@□□□□

□□■年★月☆☆日から下記の肥料登録は有効期間の満了により失効したので、肥料の品質の確保等に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により登録証を添えて届け出ます。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称
***	混合有機質肥料	有機肥料 2 号